

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社システムソフト 代表者名 代表取締役社長 吉 尾 春 樹 (JASDAQ・コード 7527) 問合せ先 執行役員管理部長 緒 方 友 一 TEL 092-714-6236

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月29日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年6月28日開催予定の第24回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の理由により、規定の新設または所要の変更を行うものであります。
 - ① 単元未満株式について行使することができる権利を明確にするため、 変更定款案第 10 条(単元未満株式についての権利)の規定を新設す るものであります。
 - ② 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の一部または全部につき、インターネットによる提供が可能になったことに伴い、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更定款案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定を新設するものであります。
 - ③ 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、変更定款案第19条(議決権の代理行使)に おいて、代理人の数を1名とするものであります。
 - ④ 取締役会における書面決議が認められたことに伴い、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更定款案第26条(取締役会の決議の省略)の規定を新設するものであります。
 - ⑤ 上記のほか、「会社法」に基づく株式会社として必要な規定の加除・修 正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) の施行の際に定款に定めがあるとみなされる事項については、平成 18 年 4 月 26 日開催の取締役会において、みなし変更を決議しておりますが、その内容は、変更定款案第4条(機関)、第8条(株券の発行)、第 12条(株主名簿管理人)に記載のとおりであります。
- (3) 現行の目的事項のうち現在行っていない事業目的を削除するとともに、 今後の事業の展開・多角化に備えて、現行定款第2条(目的)を変更する ものであります。
- (4) 当社が属するアパマンショップネットワークグループにおける効率的な事業経営を目的として、決算期の変更を行うものであります。これに伴い、必要な規定を変更定款案第14条(招集)、第15条(定時株主総会の基準日)、第38条(事業年度)、第39条(剰余金の配当の基準日)、第40条(中間配当)のとおり変更するとともに、附則をもって、第25期事業年度は平成18年4月1日から平成18年9月30日までの6カ月間とする旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日 (水) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日 (水)

以上

	(下線は変更部分)
現行定款	変 更 定 款 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当会社は、株式会社システムソフトと称し、英文ではSystemSoft Corporationと表示する。	(商号) 第1条 当会社は、株式会社システムソフトと称し、英文では、SystemSoft Corporationと表示する。
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータのソフトウェアの開発及び販売業務 2. コンピュータのソフトウェアに関する著作権の輸出入及び販売業務 3. 建築物並びに橋梁、ダム、トンネル等の建造物の設計・構造計算・構造解析・水理解析に関する業務 4. コンピュータを利用した土木建築の設計・解析システム及び図形処理システム並びに画像処理シス	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータのソフトウェアの開発 <u>および</u> 販売業務 2. コンピュータのソフトウェアに関する著作権の輸出入 <u>および</u> 販売業務 (削 除)
テムの開発5. コンピュータの本体及び周辺装置の開発及び販売業務6. コンピュータの本体、周辺装置、及びソフトウェアに関する工業所有権の輸出入及び販売業務	3. コンピュータの本体<u>および</u>周辺装置の開発<u>および</u>販売業務4. コンピュータの本体、周辺装置、およびソフトウェアに関する工業所有権の輸出入<u>および</u>販売業務
7. エレクトロニクス応用商品の開発及び販売業務 8. 出版業務 9. コンピュータによる情報処理サービスに関する業務 10. 情報通信サービス及び放送サービスに関する業務 11. 映像、音楽、コンピュータグラフィックスなどの作品の制作及びそれらを統合的に取り扱う作品の制作並びにその販売に関する業務	5. エレクトロニクス応用商品の開発および販売業務 6. 出版業務 7. コンピュータによる情報処理サービスに関する業務 8. 情報通信サービス <u>および</u> 放送サービスに関する業務 9. 映像、音楽、コンピュータグラフィックスなどの作品の制作 <u>お</u> らで品の制作ならびにその販売に

- 12. イベント・展示会、博覧会及び 会議などの企画デザイン、演出、 設計、製作及び運営に関する業務
- 13. セミナー、講習会などの開催に 関する教育研修業務

- 作品の制作<u>ならびに</u>その販売に 関する業務
- 10. イベント・展示会、博覧会<u>およ</u> 出、設計、製作および運営に関す る業務
- 11. セミナー、講習会などの開催に 関する教育研修業務

- 14. 前各号に付帯するコンサルティング業務
- 15. 広告・宣伝に関する代理業務
- <u>16</u>. マーケティングリサーチに関 する業務

(新 設)

(新 設)

(新 設)

17. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡市中央区に 置く。

(新 設)

(公告の方法)

第<u>4</u>条 当会社の公告は、電子公告<u>により</u> <u>これを行う。但し、電子公告を行うことができない</u>事故その他<u>の</u> やむを得ない事由<u>が生じたとき</u> <u>は</u>、日本経済新聞に掲載して<u>公告</u> する。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第<u>5</u>条 当会社の発行<u>する</u>株式<u>の</u>総数は、 33,000,000株 とする。<u>但し、株</u> 式の消却が行われた場合は、これ に相当する株式数を減ずる。

変更定款案

- <u>12</u>. 前各号に付帯するコンサルティング業務
- 13. 広告・宣伝に関する代理業務
- <u>14</u>. マーケティングリサーチに関す る業務
- 15. 不動産の賃貸・仲介および有効 活用に関するコンサルタント業務
- 16. インターネットを利用した通信 販売業務
- 17. インターネットプロバイダ業務
- <u>18</u>. 前各号に付帯<u>関連</u>する一切の業 務

(本店の所在地)

第3条 (現行どおり)

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第<u>5</u>条 当会社の公告<u>方法</u>は、電子公告<u>と</u> <u>する。ただし</u>、事故その他やむを 得ない事由<u>によって電子公告に</u> <u>よる公告をすることができない</u> <u>場合は</u>、日本経済新聞に掲載して 行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第<u>6</u>条 当会社の発行<u>可能</u>株式総数は、 33,000,000株 とする。

変更定款案

(自己株式の取得)

第<u>6</u>条 当会社は、<u>商法第211条/3第1</u> <u>項第2号</u>の規定により取締役会 の決議<u>をもって</u>自己株式を<u>買受</u> けることができる。

(新 設)

(<u>1</u>単元<u>の</u>株式数<u>及び</u>単元未満株券の不発行)

- 第<u>7</u>条 当会社の株式は、100株<u>をもって</u> <u>1</u>単元とする。
 - 2. 当会社は、<u>1 単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。

(新 設)

(株式取扱規程)

第8条 当会社の発行する株券の種類並び に株式の名義書換、実質株主通知 の受理、単元未満株式の買取及び 買増請求の取扱い、その他株式に 関する手続並びにその手数料は、 取締役会において定める株式取 扱規程による。 (自己の株式の取得)

第<u>7</u>条 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u> の規定により<u></u>取締役会の決議<u>に</u> よって市場取引等により自己<u>の</u> 株式を取得することができる。

(株券の発行)

第8条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

- 第<u>9</u>条 当会社の<u>単元</u>株式<u>数</u>は、100株と する。
 - 2. 当会社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満</u>株式に係る株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>

(単元未満株式についての権利)

- 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。 以下同じ。)は、その有する単元 未満株式について、次に掲げる権 利以外の権利を行使することが できない。
 - <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
 - <u>(2) 会社法第166条第1項の規定に</u> よる請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて 募集株式の割当ておよび募集 新株予約権の割当てを受ける 権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(削 除)

現行定款	変更定款案
(名義書換代理人) 第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 当会社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	(削 除)
(単元未満株式の買増 <u>請求</u>) 第 <u>9</u> 条 <u>の2</u> 単元未満株式を有する株主(実 質株主名簿に記載又は記録され た実質株主を含む。以下同じ。) は、その単元未満株式と併せて1 単元の株式数となるべき数の株 式を自己に売り渡すべき旨を当 会社に請求することができる。	(単元未満株式の買増 <u>し</u>) 第 <u>11</u> 条 <u>当会社の株主は、株式取扱規程に</u> <u>定めるところにより、その有する</u> <u>単元未満株式の数と併せて単元</u> <u>株式数となる数の株式を売り渡</u> <u>すことを</u> 請求することができる。
(基準日) 第10条 当会社は、毎決算期現在の株主名 簿に記載又は記録された株主を もって、その決算期に関する定時 株主総会において権利を行使す べき株主とみなす。 2. 前項のほか、必要あるときは、あ らかじめ公告して、臨時に基準日 を定めることができる。	(削 除)
(新 設)	(株主名簿管理人) 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

現行定款	変更定款案
	3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿 を含む。以下同じ。)、新株予約権 原簿および株券喪失登録簿の作成 ならびに備置きその他の株主名 簿、新株予約権原簿および株券喪 失登録簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当会社 においては取り扱わない。
(新 設)	(株式取扱規程) 第13条 当会社の株式に関する取扱いお よび手数料は、法令または本定款 のほか、取締役会において定める 株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集 <u>の時期</u>) 第 <u>11</u> 条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会 は必要ある <u>場合、</u> 随時これを招集 する。	(招集) 第 <u>14</u> 条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>12</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会 は <u>、</u> 必要ある <u>ときに</u> 随時これを招 集する。
(招集地)第12条 株主総会は、本店の所在地又はこれに隣接する地、東京都江東区又はこれに隣接する地にてこれを招集する。	(削 除)
(新 設)	<u>(定時株主総会の基準日)</u> 第15条 当会社の定時株主総会の議決権 の基準日は、毎年9月30日とす る。
(<u>招集者及び</u> 議長) 第 <u>13</u> 条 <u>当会社の</u> 株主総会は、 <u>法令に別段</u> の定めがある場合のほか、取締役 <u>会の決議により</u> 取締役社長が招 集し、その議長となる。	(<u>招集権者および</u> 議長) 第 <u>16</u> 条 株主総会は、取締役社長が <u>これを</u> 招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、予 め取締役会において定められた 順序により、他の取締役がこれに 代わる。	2. 取締役社長に事故 <u>が</u> あるときは、 取締役会において <u>あらかじめ</u> 定め た順序に <u>従い</u> 、他の取締役が <u>株主</u> 総会を招集し、議長となる。

現行定款	変更定款案
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議 <u>要件</u>) 第 <u>14</u> 条 <u>当会社の</u> 株主総会の決議は、法令 又は本定款に別段の定めがある 場合を除き、出席した株主の議決 権の過半数をもって <u>する</u> 。 2. <u>商法第343条第1項の規定による</u> 株主総会の決議は、総株主の議決	(決議 <u>の方法</u>) 第 <u>18</u> 条 株主総会の決議は、法令 <u>また</u> は本 定款に別段の定めがある場合を 除き、出席した <u>議決権を行使する</u> <u>ことができる</u> 株主の議決権の過 半数をもって <u>行う</u> 。 2. <u>会社法第309条第2項に定める</u> 決 議は、議決権を行使することがで
権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の3分の2 以上に当たる多数をもってする。 (議決権の代理行使) 第 <u>15</u> 条 <u>当会社の</u> 株主 <u>又はその法定代理</u>	きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する
人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 2. 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	他の株主 <u>1名</u> を代理人として <u>、その</u> 議決権を行使することができる。 2. 株主 <u>また</u> は代理人は、株主総会 <u>ごと</u> に代理権を <u>証明</u> する書面を当会社に提出しなければならない。
第4章 取締役 <u>及び</u> 取締役会 (員数) 第 <u>16</u> 条 当会社の取締役は7名以内とす る。	第4章 取締役 <u>および</u> 取締役会 (員数) 第 <u>20</u> 条 当会社の取締役は <u>、</u> 7名以内とす る。
(選任) 第 <u>17</u> 条 <u>当会社の</u> 取締役は、株主総会にお いて選任する。	(選任 <u>方法</u>) 第 <u>21</u> 条 取締役は、株主総会において選任 する。

- 2. <u>前項</u>の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
- 3. <u>当会社の</u>取締役の選任決議<u>につ</u> いては、累積投票によらない。

(任期)

第<u>18</u>条 <u>当会社の</u>取締役の任期は、<u>就任</u>後 2年<u>内の最終の決算期</u>に関する 定時株主総会の終結の時までと する。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第<u>19</u>条 <u>当会社を代表する取締役は、取締</u> 役会の決議により選任する。
 - 2. 当会社は、取締役会の決議により 取締役社長1名を選任するほか、 必要に応じて取締役会長1名及 び取締役副会長、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名 を選任することができる。

(招集者及び議長)

- 第<u>20</u>条 <u>当会社の</u>取締役会は、法令に別段 の定め<u>が</u>ある場合<u>の他</u>、取締役社 長が招集し、その議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故あるときは、<u>予</u> <u>め</u>取締役会において定め<u>られ</u>た 順序に<u>より</u>、他の取締役が<u>これに</u> 代わる。

(招集通知)

第<u>21</u>条 <u>当会社の</u>取締役会の招集通知は、 各取締役<u>及び</u>各監査役に対し<u>、会</u> <u>日の3日前までに</u>発する<u>ものと</u> <u>する。但し</u>、緊急の必要があると きは、この期間を短縮することが できる。

変更定款案

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもっ て行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、</u>取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定</u>めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第<u>24</u>条 取締役会は、法令に別段の定めある場合<u>を除き</u>、取締役社長が<u>これ</u>を招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、 取締役会において<u>あらかじめ</u>定め た順序に<u>従い</u>、他の取締役が<u>取締</u> 役会を招集<u>し、議長となる</u>。

(取締役会の招集通知)

第<u>25</u>条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3</u> 日前までに各取締役<u>および</u>各監 査役に対して発する。<u>ただし</u>、緊 急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役及び監査役の 全員の同意あるときは、招集の手 続きを経ないで開催することが できる。

(決議の方法)

第22条 当会社の取締役会の決議は、取締 役の過半数が出席し、その過半数 をもって決する。

(新 設)

(取締役会規程)

第23条 <u>当会社の取締役会</u>は、法令又は本 定款に定める事項の他、当会社の 重要な業務執行を決定し、その運 営については、取締役会<u>の</u>定める 取締役会規程による。

(報酬並びに退職慰労金)

第<u>24</u>条 取締役の報酬<u>並びに退職慰労金</u> は、株主総会の決議に<u>より</u>定め る。

(取締役の責任免除)

第<u>25</u>条 当会社は、取締役会の決議をもって、商法第<u>266条第1項第5号の</u>行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令<u>が</u>定める範囲で</u>免除することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第<u>26</u>条 当会社の監査役は、4名以内とする。

変更定款案

2. 取締役<u>および</u>監査役の全員の同 意<u>が</u>あるときは、招集の手続きを 経ないで<u>取締役会を</u>開催すること ができる。

(削 除)

(取締役会の決議の省略)

第26条当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第<u>27</u>条 取締役会に関する事項は、法令<u>ま</u> <u>た</u>は本定款<u>のほか</u>、取締役会<u>にお</u> いて定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益(以下、「報酬 等」という。)は、株主総会の決議 によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項 の規定により、任務を怠ったこと による取締役(取締役であった者 を含む。)の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができ る。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第<u>30</u>条 (現行どおり)

変更定款案

(選任)

第<u>27</u>条 <u>当会社の</u>監査役は、株主総会において選任する。

2. <u>前項の</u>選任決議は、<u>総株主</u>の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をも って決する。

(任期)

第<u>28</u>条 <u>当会社の</u>監査役の任期は、<u>就任</u>後 4年<u>内の最終の決算期</u>に関する 定時株主総会の終結の<u>とき</u>まで とする。

(常勤の監査役)

第<u>29</u>条 <u>当会社の監査役は、互選により</u>常 勤の監査役を<u>定める</u>。

(招集通知)

- 第<u>30</u>条 <u>当会社の</u>監査役会の招集通知は、 各監査役に対し、会日の3日前ま でに発するものとする。但し、緊 急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
 - 2. <u>監査役会は、</u>監査役<u>会</u>全員の同意 あるときは、招集の手続きを経な いで開催することができる。

(決議の方法)

第31条 当会社の監査役会の決議は、法令 に別段の定めある場合を除き、監 査役の過半数をもって決する。

(監査役会規程)

第<u>32</u>条 監査役会に関する事項は、法令<u>又</u> は本定款のほか、監査役会におい て定める監査役会規程による。

(報酬並びに退職慰労金)

第<u>33</u>条 監査役の報酬<u>並びに退職慰労金</u> は、株主総会の決議に<u>より</u>定め る。

(選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2. <u>監査役の</u>選任決議は、<u>議決権を行</u> <u>使することができる株主</u>の議決権 の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもっ て行う。

(任期)

第<u>32</u>条 監査役の任期は、<u>選任</u>後4年<u>以内</u> <u>に終了する事業年度のうち最終</u> <u>のもの</u>に関する定時株主総会の 終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第<u>34</u>条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3</u> <u>日前までに</u>各監査役に対し<u>て</u>発 する。<u>ただし</u>、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮すること ができる。
 - 2. 監査役全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで<u>監査役</u> 会を開催することができる。

(削 除)

(監査役会規程)

第<u>35</u>条 監査役会に関する事項は、法令<u>ま</u> たは本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第<u>36</u>条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決 議に<u>よって</u>定める。

変更定款案

(監査役の責任免除)

第<u>34</u>条 当会社は、<u>取締役会の決議をもって、</u>監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令<u>が定める範</u>囲で免除することができる。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項 の規定により、任務を怠ったこと による監査役(監査役であった者 を含む。)の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができ る。

第6章 計算

第6章 計算

(営業年度及び決算期)

第<u>35</u>条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年<u>4</u>月1 日から翌年<u>3</u>月<u>31</u>日まで<u>とし、営</u> 業年度の末日を決算期とする。

(利益配当)

第<u>36</u>条 利益配当は、毎決算期現在の株主 名簿に記載又は記録された株主 若しくは登録質権者に対しこれ を行う。

(中間配当)

第37条 取締役会の決議により、毎年9月 30日現在の株主名簿に記載又は 記録された株主若しくは登録質 権者に対し、商法第293条ノ5の 規定による金銭の分配(以下「中 間配当」という。)を行うことが できる。

(除斥期間)

第38条 当会社の利益配当金、中間配当金 又はその他諸交付金が、その支払 開始の日から満3年を経過して もなお受領されないときは、当会 社はその支払義務を免れる。

> 2. 未払の<u>利益</u>配当金<u>、</u>中間配当金<u>又</u> <u>はその他諸交付金</u>には、利息を付 けない。

(事業年度)

第<u>38</u>条 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年<u>10</u>月1 日から翌年<u>9</u>月<u>30</u>日まで<u>の1年</u> とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第<u>40</u>条 <u>当会社は、</u>取締役会の決議に<u>よっ</u> て、毎年<u>3</u>月<u>31</u>日<u>を基準日として</u> 中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の<u>期末</u>配当金<u>および</u>中間配 当金には、利息を付けない。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	(附則)第42条第38条 (事業年度) の規定にかかわらず、第25期事業年度は、平成18年4月1日から平成18年9月30日までの6カ月間とする。この附則は、期間経過後定款から削除する。